

本日、議員の皆様のご参集をいただき、6月県議会定例会を開会し、提出をいたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、その概要をご説明いたしますとともに、当面する諸課題について所信を述べさせていただきます。

まず、最近における経済情勢等について申し上げます。

先月20日に発表されました内閣府の月例経済報告では、「景気は、緩やかに持ち直している。」との基調判断がなされております。

一方、本県の経済動向については、5月期の経済指標において、「一部に弱い動きがあるものの、持ち直しつつある」という総括判断をしております。

雇用情勢については、「緩やかに持ち直している」ものの、4月の県内有効求人倍率が、全国平均の0.89を下回る0.74となっているなど、「依然として厳しい状況にある」と認識をしております。

本県では、先の2月県議会において、国の緊急経済対策に呼応して、平成25年度当初予算と併せて補正予算を編成し、防災・減災のためのインフラ整備や、差し迫った課題である雇用対策等の予算を計上することにより、切れ目のない経済対策を行うこととしております。

今定例会におきましても、緊急雇用創出特別推進事業を中心に事業の追加をお願いしておりまして、さらなる雇用対策を推進してまいりたいと考えております。

さらに、予算執行にあたっては、「滋賀県総合経済・雇用対策本部」において、事業の迅速かつ着実な実行や、県内中小企業者が早期により多くの仕事を行えるよう、県が発注する公共事業について、上半期の発注率を75%以上を目途に、可能な限り前倒し執行に努めることを決定し、全庁一丸となって事業推進を図っております。

併せて、公共事業の適正執行に向け、4つの具体的かつ総合的な取組を行ってまいりたいと考えております。

まず、1点目として、「早期の発注・契約に向けた取組」でございます。

入札契約制度について、簡易型一般競争入札を採用できる工事対象範囲の拡

大や、入札手続き期間の短縮など、早期の発注・契約に努め、可能な限り事業の前倒し発注を行ってまいります。

2点目は、「県内建設企業への優先発注」でございます。

これまでも県内業者を優先的に工事を発注してまいりましたが、今後においては、県内業者への発注が80%以上となるよう、県内業者の受注機会の増大に努め、地域産業の振興につなげてまいります。

3点目は、「公共事業の円滑な施工の確保」でございます。

契約価格の適正化や工事のより一層の品質確保のため、国の動向に合わせて、4月1日に労務単価を引き上げるとともに、今月1日には、最低制限価格についても見直しを行ったところでございます。

4点目は、適切に予算を執行するための「体制の強化」でございます。

大幅に増加した事業量に対し、適切に対応していくための体制を整えるため、県の土木技術職員を6名追加採用するとともに、現場監督などのうち、外部委託が可能な業務については、県内建設コンサルタント業者を活用することとしたところでございます。

こうした取組を通じ、経済対策の効果が早期に発現し、景気回復の動きを確かなものにしてまいりたいと考えております。

次に、広域行政のあり方について申し上げます。

府県が行う事務や府県域を越える広域的な行政のあり方については、戦前から幾度となく議論が繰り返されてまいりました。

これまでの中央集権による全国画一的な行政システムは、我が国の近代化と経済成長に大きく貢献してきましたが、社会が成熟した状況においては、地域がその個性や強みを活かしながら、住民の思いに沿った地域づくりを主体的に行えるような地方分権のしくみが求められております。

こうした中で、平成12年施行の地方分権一括法による機関委任事務制度の廃止や、基礎自治体優先の原則のもとで、その体制を充実強化する市町村合併の支援などの取組が進められてきました。

併せて、交通手段や情報通信の発達を背景に、通勤や通学、事業者の経済活動など、住民生活や企業活動が広がりを見せる中で、県域を越える行政課題についても、一層多様化しており、広域自治体としての県の役割、使命が、改めて問われております。

この間本県においては、市町への権限移譲等を進めるとともに、地方分権の受け皿となるため、また、県域を越える行政課題に対応するため、関西広域連合への参加や、中部圏・北陸圏との広域連携に取り組んでまいりました。

一方で、今後の経済・社会のあり方を見据え、さらに地方分権を推進していくとする中で、広域行政のあり方についての議論が盛んとなっており、そのための有力な手段の1つとして、道州制の導入についても提案されております。

本県では、平成15年に「分権時代の滋賀県のあり方研究会」を設置するなど、かねてから広域行政について、研究や情報収集を行ってまいりました。近年の状況の変化も踏まえ、改めて、広域行政を担う当事者として、広域行政のあり方について検討するとともに、国レベルでの動きに的確に対応していくためにも、本年2月に庁内に「滋賀県広域行政のあり方研究会」を設置いたしました。

この研究会での議論をもとに、県として、県民の皆さんにとっての、よりよい広域行政のあり方について、県民の皆さん自らが議論していただけるよう、その素材となる資料について、現在取りまとめを行っております。

広域行政のあり方は、都道府県だけの問題ではなく、市町村の体制や経済活動、また地域のコミュニティーなど、幅広く県民のくらしや経済に影響を及ぼすものであることから、十分に時間をかけ、幅広い国民的議論が必要であると考えております。

このため、県として、どのような自治の仕組みが望ましいのか、そして、住民の暮らしや地域づくりがどのように変わっていくのかなど、広く議論ができる状況を作り出すために、様々な情報提供を行い、県民の皆さんとともに考えながら、地方分権という大きな流れをより確実なものとしてまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております案件の概要について、ご説明いたします。

まず、予算案件でございます。

議第112号の一般会計補正予算につきましては、先ほど申し上げましたとおり、さらなる雇用対策を推進するため、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、80人の新規雇用を図るとともに、当初予算編成後に判明した国庫補助事業への対応を図ろうとするものでございまして、総額で1億7,289万2千円の増額補正を行おうとするものでございます。

議第113号は、流域下水道事業特別会計にかかる補正予算でありまして、この4月にオープンいたしました淡海環境プラザに係る経費に対し、所要の調整を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第114号および115号は、要綱等に基づき設置されている302の懇話会等について見直しを行った結果、42の懇話会等を地方自治法の規定に基づき設置される附属機関へ移行するため、附属機関について必要な事項を定めるとともに、関係条例について所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議第116号は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正により、従来の「動物取扱業」が「第1種動物取扱業」に改称されるとともに、新たに「第2種動物取扱業」の区分が設けられたことなどに伴い、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例ほか4条例を改正しようとするものでございます。

議第117号は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき本県に派遣された職員に対して支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を創設するため、滋賀県職員等の給与に関する条例ほか2条例を改正しようとするものでございます。

議第118号は、地方税法等の一部改正に伴いまして、滋賀県税条例について、所要の改正を行おうとするものでございます。

議第119号は、「公職選挙法」の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものでございます。

議第120号は、県営都市公園の「びわこ地球市民の森」におきまして、指定管理者制度を導入するため、滋賀県都市公園条例を改正しようとするものでございます。

議第121号は、精神医療センターにおいて、新たに医療観察病棟を開棟するため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例を改正しようとするものでございます。

議第122号は、奨学資金の貸与の対象者のうち、収入基準が生活保護の例により算定されている者について、本年8月から実施される生活扶助基準の引き下げの影響が及ばないようにしようとするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、

議第123号は、財産の処分について、議第124号および125号は、税外未収金に係る請求訴訟の提起について、議第126号は、損害賠償の額を定めることについて、議第127号は、関西広域連合規約の変更について、議第128号は、琵琶湖流域下水道協議会規約を定めることを関係地方公共団体に協議することについて、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。